

第6回京都市路上喫煙等対策審議会 摘録

- 1 開催日時 平成21年11月2日(月)午前10時30分～11時50分
- 2 会場 市民生活センター 研修室
(中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館 4階)
- 3 議事等
 - (1) 諮問(新たな路上喫煙等禁止区域の指定について)
 - (2) 意見交換(主な意見は下記のとおり)

記

○ 委員

- ・ 事務局案は市外の人にわかりやすいが、通行量の少ない通りも含まれている。
- ・ 木屋町通は繁華街であり、喫煙者も多いと感じるため、健康被害を考慮すると指定区域に追加するべきではないか。

○ 委員

- ・ 事務局案では、なぜ木屋町通を指定しないのか疑問を感じる。
- ・ 実際に、夜間の過料徴収ができないとしても、実際に指定して広報することによって、少しずつ意識の向上を図っていくことが本来の考え方だと思う。

● 事務局

- ・ 確かに、木屋町通は夜になると通行量が増加すると認識している。
- ・ 過料徴収の現場では、路上喫煙者に火を消させたくて、違反行為の告知、弁明の機会の付与し、最後に過料処分を科すこととなる。そのため、酩酊者等に対し、昼間での徴収と同様の手続きを経ることは難しい。
- ・ 他都市でも、夜の歓楽街での過料徴収は行っていない。
- ・ 路上喫煙等による危険がなくなるよう、木屋町通では啓発活動に工夫するなどの対策を検討していく。

○ 委員

- ・ 路上喫煙に対する意識の改革を喫煙者に促すのであれば、木屋町通は指定した方がよい。
- ・ 追加指定することによって、人件費、看板掲出及び啓発経費はどれぐらい必要となるのか。
- ・ これらの経費面から、事務局では、指定することが不可能と考えているのか。

● 事務局

- ・ 広報活動経費や指導員の人件費については、できる範囲で精いっぱい予算を執行している。

- 委員
 - ・ 追加指定案の囲まれた区域内で、一部指定しない部分があるが、理由は何か。
- 事務局
 - ・ 指定しない部分は、私道などの私有地である。
 - ・ 仮に指定するとなれば、禁止区域の指定や立看板、路面標示の設置について、全ての地権者から同意を得たうえで、協定書などの書面を交わす必要があると考える。
- 委員
 - ・ 市民には私道と市道の区別がつかないため、同じように扱うべき。
 - ・ 木屋町通を追加指定しないのは、指導員の人件費や勤務時間帯に問題があるからではないのか。
 - ・ 先斗町は道幅が狭く危険性が高いため、木屋町と一体となって指定すべき。
- 委員
 - ・ 将来的には、木屋町通も含めた川端通までで囲まれる区域を指定すべきと考える。ただし、木屋町通の指定は市民に喫煙に対する意識がより一段と浸透してきてから行うべきである。
- 委員
 - ・ 木屋町通を追加指定案に含めていないのは、過料徴収が困難であるなど現状の事情を斟酌した、ある意味暫定的なものであると認識している。
 - ・ 将来的には、木屋町通も指定すべきであろうが、酩酊者への対応など現行体制で実施できるのかは甚だ疑問である。
 - ・ これからは、広報活動と過料徴収のみに頼るのではなく、その中間的な対応として、路上喫煙がなくなるような取組もしていただきたい。
- 委員
 - ・ このような行政目的を達成するためには、ある程度費用がかかることは止むを得ないと考える。
 - ・ 現行の禁止区域である10路線は、1時間の通行量が平均1千人以上という明確な基準で指定した。
 - ・ 一方で、今回の事務局案では、市民等への明確性や指定区域からの「逃げ込み」など実態面に着目したものとなっているが、特に、「逃げ込み」については、実証的な資料も一定必要となるのではないか。
 - ・ 木屋町通については、喫煙者が多いことはある程度明らかであるが、事務局の考えでは、指定しないことを当面の措置とするのか、それとも、指定しないことに合理的な理由があるのか、次回の審議会では、その辺りを、もう少し詳しく説明していただきたい。